

平成 28 年度第 2 回関東支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 28 年 12 月 1 日 (木) 東日本高速道路(株)関東支社会議室	
委員	堀田昌英 (東京大学大学院教授)、加藤一誠 (慶應義塾大学教授)、 奥野滋 (弁護士)、笠井修 (中央大学法科大学院教授)、 石原正貴 (弁護士) ※欠席：山本康友 (首都大学東京客員教授)	
審議対象期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日	
抽出案件	総件数	6 件 (備考)
一般競争入札		1 件
条件付一般競争入札		1 件
指名競争入札		1 件
随意契約		1 件
調査等		1 件
業務委託		0 件
物品・役務		1 件
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし。	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
I. 前回委員会コメントに対する補足説明	
・意見等なし	
II. 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
<p>「工事等契約状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格取消・保留の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「一次苦情・一次説明の処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	
III. 入札審査等の結果報告及び審議	
<p>「工事の入札手続きの事前審査及び入札審査の実施状況」</p> <p>①最低価格入者以外が落札者となるケースが増えているが、相対的にどういう形でまとめているか。</p> <p>②技術者不足の入札不調対策として、配置技術者の資格等を要件としないとあるが、これは全体（トンネル工事を除く）に適用しているのか。</p>	<p>①今後も他支社との比較を行う等、年間を通して分析を行ってまいりたい。</p> <p>②技術者が不足しているという理由で、応募の時点で辞退する者が見受けられたことから、技術的に難易度の高い工事以外の工事は、契約締結後に技術者の配置を求めることとした。</p>
IV. 抽出事案の審議	
<p>(1) 一般競争入札方式</p> <p>【東京外かく環状道路大泉南工事】</p>	
<p>①本工事において、総合評価の技術評価点は施工体制評価値も含めて60点としている理由は何か。</p> <p>②次回からはその点も含めて説明願いたい。</p>	<p>①本工事は技術難易度が高く、当社の標準的な要領は適用できないことから「総合評価落札方式の適用ガイドライン」（国土交通省）で示されている配点のモデルを準用している。</p> <p>②承知した。</p>

<p>③本工事は、価格と技術開発も含めた技術点が加味されて入札が行われるが、両者のバランスについて、契約制限価格の設定にあたってはどのように考えているのか。</p>	<p>③各者から技術提案が行われる時点で、その価格も提示されており、採用された技術を提案した者の価格を契約制限価格としている。</p>
<p>④応札者が価格と技術点のバランスについてどう考えているか、情報等はあるか。</p>	<p>④応札者も当該ルールを認識したうえで参加しているため、必要な技術とその価格を十分に検討し、提案しているものと考えている。</p>
<p>⑤本工事は、技術的難易度が高いため、この技術に関して、今回の落札者が今後も有利になるようなことはないのか。</p>	<p>⑤本工事は、既存の技術の組み合わせを用いているため、特定の者が優位になるものではなく、競争性があるものと認識している。</p>
<p>⑥本工事は、技術開発費は30,400,000円で全体に占める割合は高くないが、仮にこの金額が高くなった場合は、本契約方式で発注できるのか。</p>	<p>⑥本工事は、工事が主体で技術開発は付帯的なものであることから、本契約方式を採用したものであり、技術開発費の割合が高くなる場合は、別の契約方式を検討することとなる。</p>

(2) 条件付一般競争入札方式

【東京外環自動車道市川標識工事】

<p>①施工体制確認について、入札価格判断基準では『電話ヒアリング省略』となっているが、電話でのヒアリングを実施したのは何故か。</p>	<p>①最終的な金額は、『電話ヒアリング省略』に該当するが、本工事は再度入札となっており、2回目以降の入札においては総額のみで提示で内訳書の提出がないことから、直接工事費及び諸経費について、電話でヒアリングを行ったものである。</p>
<p>②本工事は、1社を除き辞退しているが、この状況について、どのように考えているのか。</p>	<p>②明確な理由は把握できていない。 東京オリンピック等を控え、売り手市場で技術者が不足している等が考えられるが、競争参加資格審査の書類提出後の辞退としては数が多いと感じている。</p>
<p>③本工事は、半地下構造における標識工事であるため難易度が高いのか。</p>	<p>③多少の手間や材料のロスはあるが、難易度が高いものではない。</p>

<p>④発注ロットが大きい工事のほうで辞退も減ることも考えられるが、本工事と高谷標識工事をあえて分割した理由は何か。</p> <p>⑤首都圏地区で標識工事の発注が多くなることが想定される中、今後は発注の区分を工夫する必要があるのではないか。</p> <p>⑥本工事の入札において、1社を除き辞退している状況であるが、業者どうしの不適切な繋がり等、不審な点があるのか。</p>	<p>④施工区間が約1.6kmあること、また、高谷JCTの付近は標識が集中していることから分割して発注した。</p> <p>⑤現場の工事着手の時期や工事の進捗に合わせた発注区分としているところである。ご意見を踏まえ適切に対応していきたい。</p> <p>⑥辞退者が多いことは、当社としても懸念しているところであり、辞退者が多いことを踏まえ、より競争性を高めるため、Aランクだけでなく、Bランクの者も入札に参加できるように変更を行ったところである。</p> <p>なお、現時点では契約手続における不審な点とは捉えていない。</p>
<p>(3) 指名競争入札方式 (拡大型) 【首都圏中央連絡自動車道坂東料金所磁気カード方式料金収受機械設置工事】</p>	
<p>①2社を指名しているが、他者が参加することも想定していたのか。</p> <p>②今後、同様な工事において、他社が入札に参加できるよう拡大していくのか。</p>	<p>①可能性としては高いとは言えないが、確実な競争性を確保する観点から拡大型指名競争入札としている。</p> <p>②機器製造にかかる特許及びプログラムの著作権を2社が所有しているため、それらの使用許諾を他社が取れば可能性としてはある。</p>
<p>(4) 随意契約方式 【新霞が関ビル16階西役員室改修工事】</p>	
<p>①本工事の価格は高いのではないかと。適正な価格となっているのか。</p>	<p>①本工事は、部屋の間仕切りを行うものであるが、工事の金額には、空調・消防設備の付け替え、電話の引き回し、LAN回線の移動等の図面に表れない工事内容も含まれている。</p> <p>また、契約制限価格の設定にあたり、相手方から見積りの提出を受け、ヒアリングを実施するとともに、過去の単価との比較等を行い適正な金額であると判断した。</p>

<p>②役員室は不要との風潮もある中、役員室の改修を行うのであれば、コスト削減に努めている等、適切に実施していると言える体制で実施すべきである。</p>	<p>②承知した。</p>
<p>(5) 調査等 【京葉道路（渋滞対策）湊町高架橋拡幅設計検討業務】</p>	
<p>①技術提案書提出者の選定時の技術評価点について、どういう観点で評価を行ったのか説明願いたい。</p> <p>②配置予定の管理技術者については、各社から1名提示されるのか。</p> <p>③管理技術者の評価は大きな割合を占めているのか。</p> <p>④本工事において、簡易公募型プロポーザル方式を採用した理由を説明願いたい。</p>	<p>①大きく分けると、企業の実績・業務成績と配置予定の管理技術者の経験・能力で評価を行った。</p> <p>②具体的な氏名及びその者が持っている資格等を提出してもらい、評価を行った。</p> <p>③管理技術者からのヒアリングによって業務の理解度等を判断し、業者選定を行っているため、管理技術者に対する評価は重要なものであると考えている。</p> <p>④本工事は、既存の橋梁の拡幅工事ではあるものの、橋梁毎に線形が異なる等工事の進め方が異なり、業務の内容に大きく影響することから、技術提案を求めてその中から最も優れた提案者を特定する簡易公募型プロポーザル方式を採用した。</p>
<p>(6) 物品・役務 【平成28年度道路事業関連システム用サーバ機器等調達】</p>	
<p>①当初、ユニアデックス㈱は機能証明書の不足が原因で「資格無し」と判断しているが、最終的に同社と契約に至っている。「資格無し」から「資格有り」に変わった経緯を説明願いたい。</p>	<p>①当初、同社を「資格無し」とした理由は、総合評価にかかる書類が不足していたことによるものであり、競争参加資格の要件として必要な項目は「適」であったため、不成立による再度の調達においては「資格有り」として手続きを進めたものである。</p>

<p>②当初、「資格有り」とした者が辞退しているが、何か理由は考えられるか。</p>	<p>②明確な理由は把握できていない。</p> <p>I T 分野における技術者が不足していること、手持ち業務の優先順位が変わったこと等が考えられる。</p>
<p>Ⅲ. 審議結果の報告</p>	
<p>①抽出事案 1 の技術開発・工事一括型（A 型）は、技術開発と工事の相互依存性が、価格と技術のバランスの適正性の判断をより困難にしていると考えられるが、今後どのように評価に反映していくべきか、引き続き検討願いたい。</p> <p>②標識工事については、市場の需要と供給のバランスが変化しているものと考えられるため、今後も、他の発注者における入札の動向も含め、市場の適切な評価をしつつ、不自然な応札行動等がないか注視していく必要がある。</p> <p>③抽出事案 5 の「京葉道路（渋滞対策）湊町高架橋拡幅設計検討業務」については、全 6 件の京葉道路高架橋拡幅設計検討業務全体として、どのような経緯で企業が選定されたのか把握することが重要であると考えている。6 件中 2 件は次回の審議対象となっているので、次回の委員会で 6 件全体としての選定経緯について説明願いたい。</p>	